慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	請文型軍忠状と戦功認定手続法
Sub Title	A reportson military activities in the form of Ukebumi and the abjective law of the authorization of wartime services in Nambokuchō era
Author	漆原, 徹(Urushihara, Toru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.4 (2003. 4) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030428-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

請文型軍忠状と戦功認定手続法

漆原徹

はしめに
I　大保原合戦の軍忠状
II　南北朝期の戦功認定制度と起請文言
III　鎌倉期の戦功認定と見知証人
IV　蒙古襲来と証人請文制の成立
V　南北朝期の戦功認定と軍忠状
VI　請文型軍忠状と見知証人
おわりに

はじめに

南北朝期の戦功認定に不可欠の役割を担った軍忠状は、鎌倉末期に証判形式のものが成立[1]してから、多様な文書様式で作成された。本稿では軍忠状様式として珍しい起請文言を持つ請文型軍忠状[2]について、戦功認定手続制度から見ると、その様式が、特定の戦闘状況から臨時に認定手続きを変更したことを表現したものであることを

述べてみたい。

Ⅰ　大保原合戦の軍忠状

史料1[3]

肥前国龍造寺古岡彌三郎家貞申軍忠事、

右、爲良氏・良遠幷菊池以下凶徒等退治、去四月十六日御出府之間、御供仕、猶筑前・豊前・肥前・筑後国々所々致宿直警固上、八月六日夜筑後国大保原御合戦之時、分捕頸一、此段今泉孫六、加世彦三郎令見知畢、若此條僞申候者、八幡大菩薩御罰お可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

八月　日　　藤原家貞上

「承了、（花押）」

進上　御奉行所

史料2[4]

肥前国後藤武雄大宮司都々亀丸代岩永小次郎通厚申軍忠事、

右、為良氏・良遠并菊池武光以下凶徒等退治、御出府之間、御供仕、筑後国大保原御合戦之時、屬于小府御手、致散々太刀打候畢、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

八月　日　　武雄大宮司代藤原通厚（裏花押）

「承了、（花押）」

進上　御奉行所

史料3(5)

豊前国香志田藤五入道妙圓申軍忠事、

右、為良遠・良氏・菊池以下凶徒退治之、自御發向最初、親類彦五郎馳」（後欠）

史料4(6)

筑前国怡土庄得永助五郎實種申軍忠事、

右、為良氏・良遠并菊池已下凶徒退治、去四月十六日御出府之間、御供仕、於筑前・豊前・肥前・筑後国々所々、致宿直警固、去八月六日夜筑後国大保原御合戦之時、屬筑後次郎殿御手、致散々合戦畢、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延文四年十月　日　　源實種十

進上　御奉行所

承了（花押影）

史料5(7)

三浦深堀五郎左衛門尉時勝申軍忠事、

欲早任且傍例、依且軍功忠、下賜御證判、向後抽戦功之間事、

右、去年被揚御旗之間、自最前馳参、絲田御陣以来、於所々致無二忠節、八月六日夜筑後国大保原御合戦之時、自身致散々太刀打、親類志波原次郎兵衛尉明成・若黨岡本孫三郎被疵畢、然則預御一見判、彌爲成弓箭之勇也、

若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙候、恐惶謹言、

延文五年二月　日　　左衛門尉時勝（花押）

進上　御奉行所

「承候了、（花押）」

史料6(8)

高木左近将監貞房申軍忠事、

欲早任軍功忠、下賜御証判、備後證亀鏡之間事、

右、自最前、爲御方、致忠節畢、就中、去年被揚御旗之間、馳参絲田御陣以来、於國々所々致宿直警固、八月六日夜、大保原御合戦之時者、屬早良次郎殿御手、抽戦功畢、神田井合戦、仁比山、菩提寺、小城以下、於所々致忠功上、今亦踏高木城、令對向小木要害・横大路城、日夜抽忠貞者也、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、然間預御一見判、彌為成弓箭之勇也、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

延文五年三月　日　　左近将監貞房上（花押）

「承了、（花押）」

これら六通の文書は、正平十四（一三五九）年八月六日夜から翌七日にかけて戦われた筑後川の戦いとして知られる大保原合戦の時に、武家方として戦った武士が少貳頼尚に提出したもので現在知られている軍忠状の全てである。この合戦は、九州宮方の中心的立場にあった菊池武光が、征西宮懐良親王を奉じて武家方を率いる少貳頼尚を破って九州での南朝の優位を確保して征西府樹立の契機となったもので、南北朝期の九州で最大規模の激

戦とされている。しかし戦闘の結果を直接伝える軍忠状は、勝者である宮方のものは五條良氏袖花押証判を持つ木屋行實の同年八月付けのもの一通[9]が知られるだけである。敗北した武家方の軍忠状も、冒頭に掲出した六通が今日知られる全てである。この中で史料3は断簡で、後半部分が欠損していて全文を確認できない。しかし合戦後間もない延文四年八月から十月までに提出された三通（史料1・2・4）は、軍忠状の冒頭に「某國某申軍忠事、爲良氏・良遠并菊池以下凶徒等退治……」と全く同じ書出しを共有しているので、後半欠損の史料3の確認できる冒頭部分がこれらと共通することから後半についても大保原合戦の軍忠申請に相違ないことが判明する。問題は、これらの軍忠状には他の軍忠状には見られない共通する特徴があることである。それは起請文言で結ばれるというものである。この形式の軍忠状は、他の地域や時代を通じて見出すことができず、管見の限りではこの大保原合戦関係の六通以外では、同合戦翌年に二通のみが同じく九州で見出せるだけである。

九州で末尾に起請文言を持つ軍忠状が作成された同時期には、大保原合戦に関する以外の軍忠状として、翌年別々の合戦で作成された軍忠状が二通確認できる。一通は、延文五年卯月五日付の二階堂行門軍忠状[10]、いま一通は、延文五年八月日付の龍造寺家経の軍忠状[11]である。前者は、同年二月四日の筑前嘉摩郡の松原城攻囲から始まり三月二十四日合戦の「散々合戦」を致したことに対する戦功上申であり、後者は四月十一日大宰府防衛のため有智山城守備について申告するものである。双方とも具体的戦功については記述せず、従軍や合戦参加の事実を申告するものである。この二通の軍忠状が大保原合戦の軍忠状と同じ形式を持つ理由については、申告者である肥前の龍造寺氏が少なくとも大保原合戦の参戦者[12]であると推定されることから、大保原合戦での形式を、その後すぐの申告である軍忠状に再度用いたものと思われる。これらの軍忠状に特有の起請文言について、戦功認定との関わりを考えてみたい。

II　南北朝期の戦功認定制度と起請文言

南北朝期は、鎌倉末期までに成立していた軍事関係文書による戦功認定から恩賞給付までのシステムがさらに整えられ、ほぼ全国的に国人、守護・大将と幕府の三者が文書の遣り取りによって戦功認定から恩賞給付、さらには安堵・訴訟などの申請・審査及び決定手続が行われていたと考えられる[13]。

この中で、起請文言は軍事関係文書の中でどのように用いられるようになり機能していたのかという問題を、特に証人請文との関連について確認してみよう。

鎌倉末期の文書システムをそのままに用いていたと考えられる南北朝初期の建武三年三月の小河季久軍忠状写[14]には、具体的戦功の記述に続けて「此等子細、同所合戦之輩、肥後国詫磨豊前太郎、肥後国曾彌崎左衛門三郎入道等令見知之間、被御施行、被尋問実否之処、証人請文依無相違、被経御沙汰、被入御注進畢……」とあって戦功認定の手続を窺い知ることができる貴重な史料となっている。これによれば、軍忠見知証人の証言を文書化したものは、請文と呼ばれていることがわかる。請文は、古くは平安期の訴訟行為の中で、解の様式を以って下達文書受領報告書という意味での陳状として作成されたものがあった事が知られている[15]。そして鎌倉期にはこの下達文書受領報告書としての請文は、守護・御家人が、幕府ないし守護からの御教書や書下に答えて命令の遵行や遵行不能を報告する文書として継受されている。このような上級機関からの命令に応じて報告上申する請文が、「御施行」という戦功認定手続の中で作成される証人請文となっているのである。

Ⅲ　鎌倉期の戦功認定と見知証人

見知の証人請文は、軍忠状提出の申請内容が正しいかどうか、同所合戦の証人に対して軍忠申請を受けた大将が問合せた時に、証人が提出する文書である。従って最初に口頭で戦功を申請する際には、必ず同所合戦の証人名を挙げることが義務付けられていたに相違ない。同所合戦の武士同士が互いに見継ぎ見継がれることで、互いの戦功の証人になることは、鎌倉時代から行われており、軍忠申請が口頭による申請方式であったころからの制度[16]であった。この同所合戦の見知証人が、文書すなわち請文による証明を必要とされるようになったのは、蒙古襲来の文永役の戦功認定作業[17]からであった。蒙古襲来以前の戦功認定においては、軍忠申請自体が口頭で行われていたことから、同所合戦の証人の証言が文書で行われたとは考えられないし、事実そのような文書は管見に触れない。ところが、文永の役での戦功認定作業はかつてなかった困難が生じて著しく遅延した。第一の理由は日本側の損害が大きかったために、証人確保が困難で、守護が申請者自身の申告内容を確認するのに問題があった点があげられよう。第二に証人として指定された武士が、異国警固番役勤仕中の場合や、自身の軍忠認定などのため六波羅あるいは鎌倉までの参訴の最中であれば、戦功確認にも時間がかかったのではないかと思われることである。後者の事由については、警固番役勤仕中の場合等は、代官を出頭させることで対応した例[18]も見られるが、参訴で九州御家人が現地を離れるのは原則禁止されて改善がはかられた[19]。この点は防御兵力拡散防止の側面からだけでなく、現地九州での戦功検知作業を円滑に推進するためにも禁止の必要があったものと思われる。前者の証人確保の問題については、戦功確認手続上、重要な変更の契機となった。当時の軍忠概念として申請された軍忠の中で、分捕については敵の討取首を実験に供えねばならないし、負傷も軍奉行に確認してもらうので問題は生じにくい。しかし物的な証拠がないような先頭で敵に突入する「先駆」や敵勢を撃退した「追落」などの

軍忠については証人が不可欠となる。「先駆」などは証人を依頼した後続する味方の注視の中で行って初めて有効な軍忠[20]であったので、味方の証人がない以上申告しても認められたとは思えない。また討死はともかく負傷なども受傷の状況は戦功認定の判断として重要な要素となるので、これまた証人が必要となっていたはずである。

よく知られている竹崎季長の文永役での場合は、事前に証人の契約を交わすことなく敵軍に突入し、たまたま後続の味方部隊の前進によって敵陣内で孤立していたのを救出された結果、「先駆」も証明してもらった、という経過が絵詞に記されている[21]。鎌倉期の同所合戦輩の軍忠は、互いに見継ぐ契約を結んで証人になったようであるが、南北朝期には、守護の一族や侍所職員の名前を証人名にあげる軍忠状が多数見られることから、高い証言効果を期待していたことが窺える[22]。そのようないわば同じ合戦の場で味方同士が視認して証言を行うことが軍忠認定の重要な基本手続きであったことは、証人確保が困難な場合は当然認定作業も難しい状況となったはずである。とくに味方が大きな打撃を受けて多数の戦死者が出たような敗北の場合、証人を事前に約束した味方が討死すれば、約束がなかったものでも同所で合戦していたものに証言を依頼することになるが、証言者の確保そのものができない事態も生じたであろう。この場合でも、認定者側から見れば、味方を見捨てて戦場離脱で生残った可能性を疑うこともあり得るし、申請者は奮戦の結果かろうじて生残った軍忠を評価させたいであろう。従ってどのような場合でも、合戦においては「分捕」や受傷以外の物的証拠のない戦功認定では、証人証言に決定的に重要な役割があったに相違ない。蒙古襲来の文永役では、蒙古軍は撤退して捕虜からの証言は期待できず[23]、また日本軍の受けた打撃が極めて大きくて、参戦して軍忠を申告したものの証人確保は難しかったと思われる。この時、多数の戦死者が出たので「討死」の軍忠を優先した事は容易に想像される。「討死」という軍忠がもっとも評価されたのは士気の高揚からも当然であるが、認定する側からもまた疑義の生じる余地の少ないものであった

ことはいうまでもない。

Ⅳ　蒙古襲来と証人請文制の成立

軍事関係文書、特に軍忠状成立の契機と考えられている蒙古襲来という出来事の中で、従来の研究では殆ど言及されていないが、文永役の戦功認定作業の過程において、証人確認制度に起請文を以ってする請文の制度が成立[24]していることは注目に価する。

この証人請文の制度は、軍忠状の初見例あるいは成立に関係深い比志島時範申状[25]に較べてあまり知られていないが、軍忠状成立と不可分の関係にある制度として重要な問題である。

文永役での戦功認知作業で、一連の史料が残されている都甲氏の場合を見てみよう。文永役後間もない文永十一年十二月七日、大友頼泰は書下[26]で、烏飼浜陣での忠節について、「已注進関東候畢」と都甲左衛門五郎に告げている。ところが、ほぼ一年を経過した建治元年十一月六日になって、守護代小田原景泰が、真玉又次郎・伊美兵衛次郎・都甲左衛門五郎の三人宛に、「蒙古人合戦勲功事」について、「重有御尋子細、爲御注進」として代官を四日以内に差遣するように命じ[27]ている。ついで同二十三日、大友頼泰は、都甲申請の軍忠について、「去年大略注進言上畢」としながらも、「而猶其時御奉公次第」を「不日委可注給候」と文書による回答を要求している[28]。さらに建治三年になっても詮議が継続しており、同年六月十五日に都甲に対して「尋沙汰」のために代官を差遣するように命じた大友頼泰の召文[29]が残されており、同文書には「東方奉行所召文」との端裏書がある。そして文永役の都甲に対する戦功審理に関連する文書はこれが最後で、この後の経過を知ることができるものは残されていない。おそらくこの戦功認定の一連の文書群が都甲文書に残されている事実から、都甲の戦功は最終的には認

知されずに恩賞も受けることができなかったのではないかと想像される。

この戦功認知に関して残された文書から受ける疑問は、合戦後比較的迅速に鎌倉へ報告された都甲左衛門五郎の鳥飼浜での戦功については、どのような審理があったのかという問題である。守護であり鎮西東方奉行としての大友頼泰が文永十一年十二月七日までに都甲の軍忠を鎌倉幕府侍所へ報告していたことは、同日と翌年十一月二十三日書下の内容から間違いない。ところが、最初の報告後、なぜ三年にも及ぶ戦功の詮議が行われたのかは文書の上から知ることはできない。ここから推測できるのは、文永十一年の合戦後まもなく九州から鎌倉へ報告された軍忠は、参戦者本人の申請通り行われ、証人喚問などの認定手続は省略されていたのではないかと考えられることである。その後、各参戦者の申告を総合した結果、都甲の申請と矛盾が生じて、再審理が必要となったものと推定される。そして最初の申告に疑義が生じた都甲に対しては、現在知られるだけでも三回の尋問をはじめとした確認作業が実施されている。この詮議の過程で大友頼泰の側から都甲に対して、建治元年十一月二十三日に文書による回答要求がだされていることは軍忠状成立の契機ともいえる注目すべき点である。

これを受けて大友頼泰に提出されたであろう都甲の文書は現存しないが、軍忠状の初見例とする見解がある比志島時範申状と同じ内容と形態を持つものであったに相違ない。蒙古襲来に関して残された比志島時範申状は、自らの軍忠の見知証人に島津長久を立てて申告し、長久へ問状が発せられた回答として「證状」と呼ぶ文書が提出されたのである。この弘安五年四月十五日付島津長久の証人請文[30]は、「若此條偽申候者、日本国中大小神罰可罷蒙長久之身候、恐惶謹言」と起請文言で結ばれている。このような証人請文に起請文言を用いる制度上の嚆矢と見られる初見史料は、建治三年七月五日の斑島右衛門三郎に対する大友頼泰の問状[31]である。この文書で頼泰は、

筑後御家人守部弥次郎盛通・同四郎盛時・同六郎光盛等の軍忠申状を「申状如此」として回覧し、彼らの申し立てる軍忠に相違ないかどうかの回答を、「任実正、載起請詞、可令申左右給」と斑島右衛門三郎に対して要求している。証人斑島は、比志島時範の証人に立った島津長久と同様の起請文言で結ぶ請文を提出したと思われる。すなわち現存史料からは、少なくとも建治元年十一月までには軍忠認定に申請者の申状による提出を命じた例が確認され、同三年七月には起請文言を載せた証人請文の提出が命じられている。そして、弘安役の戦功検知では、役後もっとも早い弘安四年八月十日の平時貞問状[32]から、山代栄の軍忠確認のため本人に提出させた軍忠申状を回覧し、記載内容の事実確認を船原以下六名に対して「誓状」すなわち起請文言による請文で回答するよう命じている。そして弘安役の戦功認定に関して残された問状は、その殆どが起請文言による請文を指示している事実から、戦功認定のための見知証人の請文に起請文言を載せる制規は、文永役の戦功認定作業の過程、すなわち建治三年七月までに導入されたと見られる。起請文言による証人請文制度が導入される一方で、軍忠申請者本人の口頭申請後に申状による軍忠内容の申告が命じられた理由は、その申状を証人に披露して事実確認の請文を提出させる目的にあったことが都甲に関する一連の史料から明らかである。文永役での戦功認定作業は、①軍忠申請者の口頭申請を所属大将である守護が文書化して記録。そして鎌倉幕府侍所への注進となるのが通常の認定方法であったが、疑義が生じた場合は、さらに以下の手続が継続したと見られる。②認定者側からの問状による申請者への審問、③本人あるいは代官の口頭の回答、及び大将側での文書化、④軍忠申請者本人の軍忠内容と状況を説明する申状による回答、⑤同所合戦証人に対する申請者の申状の回覧、⑥起請文言による証人請文提出、⑦本人の申状と証人請文を審査して守護・大将の認定後文書化した挙状を鎌倉に注進、という手続が行われていたと推定できる。

この時期の比志島時範申状が軍忠状の初見例かどうかという問題については、以上のような認定手続から見て、証判を持たないだけでなく文書作成の動機の基本的性格が相違することからも軍忠状に分類するのは適当ではないと判断[33]される。つまり証判を有する形式の南北朝期の軍忠状が、本人が制度的な認定手続の一環の中で自発的に提出するのと異なり、蒙古襲来の際の文書は、初度の口頭申請の軍忠内容に疑義が生じた際、見知証人に請文を提出させる資料として認定者側が命じて作成させた文書なのである。すなわち両者は同じく軍忠について記された申状形式であったとしても、作成の動機が異なり、戦功認定手続上の位置付けも相違するものであることが明らかとなる。従って、弘安五年二月の比志島時範申状は軍忠状の初見例と見なすことは適当ではない。もちろん現在の古文書学上での分類基準は、必ずしも厳密なものではないので、作成動機と機能が異なっていても、記述内容が軍忠に関するものであれば、一括して軍忠状と分類する主張があっても理解できる。しかし今後は同一文書の名称について、機能的見地からと様式的な分類からの名称が二種類付せられる現状は改善を要すると思われる[34]。

以上のように、文永役での戦功申請が、当初の口頭申請方式では確認が困難な場合が多く生じたため、文書による申状を申請者に提出させて見知証人に回覧して内容についての事実確認を起請文言による請文で提出させるようになったことが判明する。つまり見知証人確保が困難な状況であったにもかかわらず、証言はやはり従来の口頭から請文という文書に改められただけで、戦功認定手続に欠かすことができない重要な要素として要求されていたのである。ここでは、戦功申請者の申状とそれを確認して認定者側に提出される見知証人請文の二つの文書が重要な手続として成立したことを確認しておきたい。

V　南北朝期の戦功認定と軍忠状

南北朝期に入ると先に述べたように、戦功認定は鎌倉末期までに出現した文書を用いて、かなり厳密な確認制度が整えられたようである。連続する合戦という時代状況から、後日認定のための大将と申請者双方の証拠保存という手続きが不可欠となって、申請者側では鎌倉末期までに成立した証判形式の着到状と即時申請型（逐次申請型）軍忠状を提出し、証判を受けて返却され、そして保存した。認定者側では着到帳、疵実験帳、分捕実験帳などに即時型軍忠状の内容を記録して[35]、恩賞申請や訴訟などのために提出されてくる一括申請型軍忠状や申状と照合確認して、挙状を挙申するための資料としたはずである。この中で証人請文はどのように機能したのであろうか。先の小河季久軍忠状では、「同所合戦之輩……令見知之間、被成御施行」れたので「証人請文依無相違」という手続が記述されている。つまり軍忠申請者は最初の軍忠状には証人名を挙げ、そこで認定者側が、証判を与えて返却して実験帳に写し、次に証人に対して文書による実否の回答を要求する問状を発するのが当時の戦功認定手続上の「御施行」であったことが看取される。その後「被経御沙汰、被入御注進畢……」とあるから、「御沙汰」は証人請文の提出後、申請者の申告内容と相違がないことが確認された後に幕府などの上級機関へと報告されたものである。この場合守護・大将などの現場指揮官からの軍忠挙状[36]が添えられたものと思われる。合戦一回ごとに文書、すなわち即時型軍忠状による申告が原則であったと見られるが、戦闘が連日継続するような場合には、数日分をまとめて文書化した場合も認められる[37]。しかしこのような場合でもあくまで数日分が限度であって、一カ月を経過するような軍忠を一括して記述している軍忠状は、合戦ごとに作成提出されて証判を受けた即時型軍忠状数通分を連記したものであると見るべきである。ただし、建武三年までには整備されたと考えられる軍忠の申請者と認定者双方にとっての相互の確認システムが、常に軍忠認定方法として唯一の制度として用

いられていたわけではない。貞治二年卯月の日付を持つ志賀頼房軍忠状[38]には、「……致不退合戦之間、連々軍忠雖不遑注進……」と述べ、「以前條々、大概如斯、此外不可勝計、合戦未落居、劇務之砌、日數相隔者、依可有公私不審、……」と釈明して貞治元年十一月十日から同二年閏正月二十五日までの間四回分の軍忠を大友氏時に申請している。この興味深い記述によれば、やはり合戦後時間を経過することなく逐次申請する認定方法が原則であることが伺えるが、上級認定者と連絡がとれず籠城などの状態にあった場合は、最初から一括申請方式の軍忠状で申請することもあったのである。すなわち戦功認定制度は、原則はあっても多様な戦闘状況の中で、現実に即して変則的な認定方法も採用されていた実態があったのである。

以上のように南北朝期のような合戦が多発継続した時期には、合戦の様相もその軍忠認定手続きの方法も多様であったと思われる。分捕切捨法[39]はそのような時代相を象徴するものとして理解されている。彼我の軍勢の数が懸絶して敵方が大軍であるような場合に発令されたと考えられるこの分捕切捨法は、建武五年七月の吉川経久軍忠状によって存在を知られるが、その軍忠状は一括申請型であって、文書による戦功申請の制度を変えるようなものではなかった。しかも経久は、当該軍忠状で申告する期間に別の即時型軍忠状を別個に提出している事実が知られるので、即時型と一括申請型の段階的申請の基本的認定方法は守られていると考えられる。従って、この法はあくまで合戦の場で倒した敵の首級を取得携行せず実験に備える必要がないことを通知した臨時法であった[40]。また見知証人の証言は、この分捕切捨法が適用された合戦でも必要であり、むしろ分捕行為の認定は証人の証言だけで確認する方法であったために通常の認定より重要な役割を果たしたのである。

以上のように鎌倉期を通じて同所合戦の証人は、戦功認定に重要な役割を果たしてきたが、文永役では味方の

打撃が大きくて証人確保が困難な状況が生まれた。しかしそのような状況の中でも、同所合戦の証人は、戦功認定手続の中で重要な役割を果たしていた事実が都甲の例で明らかである。この時、戦功認定手続きの制度に、本人の申状と証人請文の制度が導入されたが、証人の証言は不可欠であった。さらに南北朝初期においても、証人制度は分捕切捨法が発布されるような場合でも、省略されておらず、また本人の軍忠状も提出されていたのである。

VI　請文型軍忠状と見知証人

大保原合戦に関する武家方の軍忠状六通を見ると、合戦軍忠の見知証人名が挙げられているのは、後半欠損で確認できない史料3を除くと、史料1のみであることに気付く。起請文言の記載は、認定する少貳頼尚側の要求であったと考えられる。見知証人名を挙げることができる申請者の軍忠状には、本来なら起請文言は不要であったはずであるから、大保原合戦の参戦者には、軍奉行から軍忠状の雛型が提示[11]され、これに倣って作成されたものと推測しうる。従って、本来起請文言が必要ないはずの見知証人名を挙げたものも起請文言で結んで提出されたのである。この場合は、より確実性が高い証人への召喚か請文によって戦功認定作業が行われたものと思われる。しかし多くの参戦者には証人確保は困難であったから、あえて通常の認定手続を省略する軍忠状形式を書式として大将側で創出したものと考えて誤りないだろう。大保原合戦の戦闘状況からみて、少貳頼尚は通常の戦功認定手続きが不可能であると判断し、本人自身の起請文言を以ってする新形式の軍忠状による申請を主導した事情が推測される。この起請文言の使用は、従来戦功認定の手続の中で、見知証人の請文に利用されてきたことから、証人請文省略の手続を採用せざるを得ない状況の中で、請文との合併形式として考え出されたものに相違ない。従ってこのような形式の軍忠状は、請文型軍忠状という文書名が相応しい。またさらに、年欠の史料3は不

明だが、史料4・5はそれぞれ史料1・2と異なる時期に提出されている。史料1・2はおそらく大保原合戦の後間もない時期に作成されているが、史料4は二カ月後に、史料5は半年も経過した翌年二月になって提出されている。内容を見ると、1から4まではほぼ同文だが、5と6は共通していて少し異なる記載となっている。

一方で、六通の請文型軍忠状の中で、証人名を挙げているものが存在することは、当然従来の認定方式が可能な場合は、そのほうが望ましく確実であったのであろう。大保原合戦に参加したと思しき武士が翌年二通同形式の請文型軍忠状を残しているが、以後この形式が用いられなかったのは、申請者の申請どおり認知して証判を与えるこの形式の軍忠状は、認定手続上重大な瑕疵があるからに他ならない。従来の方式ですら、複数の同所合戦人が見知証人として、架空の軍忠申請を証言すれば認定されてしまう欠点があったのだが、本人申請通り証判を与えるこの筑後川合戦方式では、内容を保障するのは起請文言だけということになる。この時期に作成されたほかの軍忠状を見ると、見知証人名を挙げているものが多く、通常の戦功認定手続法としては、見知証人からの請文提出による確認を基本としていたことが窺われる。

同時期の同じ九州地域での軍忠状を確認してみよう。大保原合戦後間もない延文四年十月二十日に、豊後の志賀氏房が大友氏時に証判を受けた軍忠状[12]は、前半部分に前年暮から六月末までの豊後国内での軍忠を箇条書きにし、後半に提出直前迄の六月からの肥後国内各所の戦功を記述する内容となっている。しかし一括申請型であるこの軍忠状は、「……所々致忠節之旨、且預御注進、且預賜御證判、欲備後證候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言」と結ぶ通常のものであり、起請文言はない。また延文五年十一月、宗経茂証判を受けている龍造寺家経軍忠状[13]は、六月末からの各所での合戦参加と宿直警固などについて申請したものであるが、やはり起請文言はない。この家経はわずか三カ月前の八月には、少貳頼尚に提出した軍忠状で起請文言を記載している本人なのである。

この起請文言を持つ請文型軍忠状の内容は、四月十一日以降の太宰府防衛のため有智山城警固の申告であり、着到帳の確認で十分認定可能な内容なので起請文言を記載する必要性があったとは思われない。これは提出先が、大保原合戦の認定にのみ用いられた起請文言での軍忠申請を要求した少貳頼尚であったからと推知される。さらに大保原合戦で請文型軍忠状を提出した一人、高木貞房は、延文五年八月十二日付で通常の一括申請型軍忠状[11]を残している。軍忠状の記載形式は、同一の合戦では同形式のものが多く作成提出される場合が認められるが、先述のように大保原合戦のような臨時に認定方法を改めるような変更がある場合は、軍奉行などの認定者側からの雛型の提示があった可能性が高かったことを強調しておきたい。

おわりに

以上検討のように、大保原合戦で用いられた請文型軍忠状は、この合戦の時にだけ臨時に適用された異形式の軍忠状である。軍忠認定制度の中で用いられる起請文言は、戦功認定者側である守護・大将から、軍忠申請者の申立ての事実確認を行う際に、見知証人に対して提出させる請文に要求したものであった。すなわち元来は軍忠申請者本人が自主的に提出する軍忠状の中に文言として最初から記述するものではなかったのである。蒙古襲来の文永役の戦功認知作業において、大将が現認していない場合の証人請文制度が導入された建治三年以降、証人請文に起請文言が記載されている。この証人請文による戦功認定手続は、軍忠状による戦功認定制度が基本的制度として用いられていた南北朝期にも通常の認定制度として用いられていた。大保原合戦の軍忠状は、軍忠申請者自身が、自らの軍忠の申告内容について起請文言を以って上申する新形式で、手続制度上、証人請文を省略したものであることが明らかである。つまり合戦の状況を証言する見知証人の確保が困難なほどの苦戦の状況に対

応した手続を反映したものとみることができよう。しかしながら、軍忠申請者自身の起請文言による軍忠申請は、軍忠行為の事実確認という点でまったく不完全であり、恩賞給付の証拠文書としての軍忠状の信用性を確保できないものとなったことは当然である。従って、この形式の軍忠状の申告内容をそのまま軍忠挙状として幕府へ推挙するものは管見に入らず、以後この形式の軍忠状が二度と作成されなかったのも、恩賞給付の証拠文書としての価値を認められなかったからに相違無い。軍忠行為の見知証人は、大将やその一族、軍奉行など高い証言能力を期待できる人物の名を挙げるものが多いが、延文四年八月六日夜半から翌日夕刻までの長時間の激戦で、太平記[15]によれば武家方では少貳一族二十三人が討ち死を遂げたと伝えており、戦いの前半が夜戦という状況も証人確保を一層困難なものにしたものと思われる。勝った宮方でも懐良親王自身負傷したとの伝承もあり[16]、従う公卿衆や新田一族などの多数が戦死するなど損害が大きく追撃の余力がなかったこともまた伝えられている。

戦闘が六十年にわたって継続した南北朝の動乱の中でも、大保原合戦は有数の激戦であったと想像され、請文型軍忠状は、通常の戦功認定制度では不可欠であった証人あるいは証人請文の手続を省略したものであって、敗れた武家方の受けた打撃の大きさのほどが知られる形式を示していると言えよう。

（1）漆原「合戦と軍忠」『今日の古文書学』第3巻中世、雄山閣、二〇〇二年。
（2）漆原「起請文言を持つ軍忠状」、『古文書研究』五十五号、吉川弘文館、二〇〇二年。
（3）「肥前龍造寺文書」。
（4）「肥前武雄神社文書」。
（5）「豊前永弘文書」。
（6）「兒玉韞採集文書所収朱雀文書」。
（7）「肥前深堀文書」。

(8)「肥前深堀文書」。
(9)「筑後木屋文書」。
(10)「薩摩二階堂文書」。
(11)「肥前龍造寺文書」。
(12) 龍造寺氏は九州探題一色範氏の掌握下にあったが、その後少貳氏の指揮下に入った。大保原合戦参加の徴証としては、掲出史料1の龍造寺家貞軍忠状のほかに、『太平記』（巻三十三「菊池合戦事」）にはその名を見ないが、『北肥戦誌』「大保原合戦の事」には武家方に参集した武士として龍造寺家経を挙げている。薩摩二階堂氏については徴証がないか、『北肥戦誌』では薩摩からは島津師久、氏久兄弟が出陣したことになっており、『太平記』では島津道鑑自ら出陣したことが記されている。薩摩国人層の大保原合戦参加を軍忠状など文書で確認できるものは管見に入らないが、『太平記』『北肥戦誌』のいずれも島津当主の出陣を伝えており、高齢の島津道鑑自身の出馬はともかく、子息師久・氏久などの出陣は間違いないであろう。宮方にも谷山氏・牛屎氏、渋谷氏などの薩摩国人が加わったことを記しているので、二階堂氏も島津氏の指揮下で参戦した可能性は高いと見てよい。
(13) 前註(1)前掲書。
(14)『薩藩旧記雑録』十八所収「小川文書」。
(15) 佐藤進一氏『古文書入門』法政大学出版局、一九九七年。
(16) 岡田清一氏「軍忠認定の諸相」（福田豊彦編『いくさ』吉川弘文館、一九九三年）。
(17) 漆原「挙状成立と戦功認定」（『中世軍忠状とその世界』第一部第四章、吉川弘文館、一九九八年）。
(18)「尊経閣文庫野上文書」弘安七年六月十九日付野上太郎宛大友頼泰召文。
(19)「諸家文書纂十　野上文書」弘安四年九月十六日付　野上太郎宛大友左近将監親時書下、「一、賊船事、雖令退散、任自由不可有上洛遠行、若有殊急用者、申子細可被随左右矣、」
「豊後日名子文書」建治二年三月八日付、北条宗頼書状、「…爲訴訟、可令参上之旨、雖歎申候、今一両月者、故更異国警固事、不可有緩怠之間、…」この二つの史料からも防衛の見地からのみの事由から、武士が現地を離れるのを留めようとしているが、戦功認定作業が継続している状態からも、現地駐留の維持は必要だったと思われる。

(20)「蒙古襲来絵詞」で、竹崎季長は菊池武房に撃退されて後退した敵陣に突入しようとして、従う郎党から後続の味方を待って証人を立ててから進撃したほうが良いと諫められている。また古くは『平家物語』（巻九・「二之懸」）一の谷合戦での河原崎兄弟討死の描写でも同様のやり取りが記述されており、平安末期から鎌倉期において慣習化していた戦功認定制度で、「先駆」の軍忠は証人を立ててから行うことが常識化していたことが伺える。

(21) 石井進「『蒙古襲来絵詞』と竹崎季長」（『鎌倉武士の実像』平凡社、一九八七年）。及び前註(16)前掲書。

(22)「挙状成立と戦功認定」前註(17)前掲書第一部第四章

(23)『八幡愚童訓』には、少貳景資が射落とした敵将の人定尋問を蒙古軍の捕虜から聴取して副将軍劉復亨と知ったことが記されているのでそういう例も皆無ではなかったであろうが、日本側武士の各々の戦功申立てを立証するための手段としては難しかったであろう。

(24)「挙状成立と戦功認定」前註(17)前掲書第一部第四章

(25) 佐藤進一氏　前註(15)前掲書

(26)「豊後都甲文書」文永十一年十二月七日付　都甲左衛門五郎宛　大友頼泰書下。

(27)「豊後都甲文書」建治元年十一月六日付　都甲左衛門五郎宛　小田原景泰召文。

(28)「豊後都甲文書」建治元年十一月二十三日付　都甲左衛門五郎宛　大友頼泰書状。

(29)「豊後都甲文書」建治三年六月十五日付　都甲左衛門五郎宛　大友頼泰召文。

(30)「薩摩比志島文書」弘安五年四月十五日付　宛所欠　嶋津大炊介長久請文。

(31)「東京大学史料編纂所蔵　斑島文書」建治三年七月五日付　斑島右衛門三郎宛　大友頼泰問状。

(32)「肥前山代松浦文書」弘安四年八月十日付　船原以下六名宛　平時貞問状。

(33)「軍忠状の機能と形式」前註(17)前掲書第一部第一章。

(34)「軍状」前註(1)前掲書「10　その他の軍事関係文書」(7)。

(35)「着到帳・疵実験帳・分捕実験帳」前註(1)前掲書「10　その他の軍事関係文書」(3)。

(36)「守護挙状の機能と特徴」前註(17)前掲書第一部第三章。

(37)「相馬文書」建武三年三月二十八日付　相馬光胤軍忠状、「(前略)右、如此合戦之間、同廿四日追散敵畢、然除

矢軍并残手疵畢、欲捧注進状處、為尻攻御内侍所大泉平九郎後馳来、以次……」この軍忠状は二十二日、二十四日、二十七日と三日間の合戦を二十八日に軍忠状として提出して氏家道誠の証判を受けている。しかし軍忠状の記載にあるように元来は即時型軍忠状を逐次提出しようとしていた事実が知られ、戦功認定制度としては各合戦直後ごとの軍忠状提出を義務付けていたに相違無い。

(37)「挙状成立と戦功認定」前註(17)前掲書。

(38)「豊後志賀文書」貞治二年卯月付　志賀頼房軍忠状。

(39)「吉川家文書」建武五年七月日付　高師冬証判　吉川経久軍忠状。

(40)「挙状成立と戦功認定」前註(17)前掲書。

(41)服部英雄氏「軍忠状の彼方」『史学雑誌』第八十九編七号。漆原は、同族軍忠状の筆跡が同じ理由として、後世の一括した写しとの疑念を想定して、軍奉行による軍忠状の雛型提示という点について否定的な見解を示したことがあるが(「軍忠状に関する若干の考察」『古文書研究』二十一号、一九八三年)、一般化することはできないものの、軍奉行による軍忠状の雛型を示した場合もあったことは大保原合戦の場合などが該当すると考えるようになったので、訂正したい。

(42)「豊後志賀文書」延文四年十月二十日付　大友氏時証判　志賀氏房軍忠状。

(43)「肥前龍造寺文書」延文五年十一月日付　宗経茂証判　龍造寺家経軍忠状。

(44)「肥前深堀文書」延文五年八月十二日付　宗経茂証判　高木貞房軍忠状。

(45)「菊池合戦事」『太平記』巻三十三。

(46)『鎮西要略』、『菊池合戦記』などは、薨去したと誤伝する。